

子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

中央教育審議会の答申では、改正義務標準法により、小学校の学級編制標準が段階的に 35 人に引き下げられていることに関して、「多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく必要がある」と述べられている。少人数学級の必要性は、中学校においても変わりなく、小学校に留まることなく実施を進めていくことが必要であるとともに、さらに、きめ細やかな指導を行うために、今後は 30 人学級の実現と、それに伴う教職員定数の改善が不可欠である。

また、子どもたちへのきめ細やかな指導と、心の安定に資するためにも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内教育支援センターの支援員等の配置拡充が必要である。

これらを実現するためには、必要な財源を国が保障することによって、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが必要であることから、下記の事項について要望する。

記

1. まず、小学校の 35 人学級を進め、中学校でも 35 人学級を早急に実施する等、計画的な教職員定数改善を図ること。また、30 人学級の実現に向けて検討すること。
2. 喫緊の教育課題である不登校やいじめ等に対して、子どもたちが安心して学ぶ環境を整えるため、スクールカウンセラー等の配置拡充を図ること。
3. 義務教育の根幹である機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 19 日

提出先	内閣総理大臣	岸田	文雄
	財務大臣	鈴木	俊一
	文部科学大臣	盛山	正仁
	総務大臣	松本	剛明
	衆議院議長	額賀	福志郎
	参議院議長	尾辻	秀久

神奈川県中郡二宮町議会議長 根岸 ゆき子